

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成29年5月12日（金）12:29～12:40
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <関係省庁>

- 松田 昇剛 内閣官房IT総合戦略室企画官  
岩坪 慶哲 内閣官房IT総合戦略室参事官補佐  
三田 智史 内閣官房IT総合戦略室参事官補佐  
唐門 準 内閣官房IT総合戦略室主査

#### <事務局>

- 佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長  
藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官  
福田 修 内閣府地方創生推進事務局

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 サンドボックス制度の近未来技術への対象化（シェアリングエコノミー）
  - 3 閉会
- 

○事務局 内閣官房IT総合戦略室にお越しいただいております。こちらはサンドボックス制度の追加要素として、このシェアリングエコノミーというものを国家戦略特区の中でできないかということで、今回、案文の中に「シェアリングエコノミー」という言葉を入れさせていただいております。こちらについて御意見を伺うとともに何か御説明する点がございましたら、お伺いしたいと思います。

それでは、進行を八田座長にお願いいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださいますて、ありがとうございます。

今、申し上げましたように、この案文について御意見がございましたらお寄せいただきたいと思っております。

○松田企画官 内閣官房IT総合戦略室企画官の松田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日、昨日言われて今日来たということでありまして、レギュラトリー・サンドボックスについて何かしっかりした検討をIT戦略室で行ってきたという状況ではないのですけれども、ひとまずシェアリングエコノミーの規制についての留意点について、こちらから御説明申し上げたいと思います。

お配りしました資料でございますけれども、1枚目でございますが、シェアリングエコノミーは一口に言っても、民泊あるいはウーバーみたいなもの以外にも、食事、カーシェアリング、駐車場のシェア、家事代行、ベビーシッター、非常に多岐にわたっておりまして、現状でも様々なサービスが登場してきているわけですが、今後もあらゆるものがシェアの対象になり得るということで、対象が非常に多岐にわたることが言えるかと思えます。我々はシェアリングエコノミー検討会議を昨年7月から11月まで開催しておりまして、こちらの中でシェアリングエコノミーの定義を置いております。1ページ目の上でございますが、「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」として捉えております。

2ページにありますけれども、安念先生を座長にいたしまして、シェアリングエコノミー検討会議、シェアリングエコノミーは様々なものが出てきておりますし、これを民間団体等による自主的なルールの整備を初めとした必要な措置を検討するために、会議を開催したものでございます。様々な事業者からヒアリングを行いました。

3ページですけれども、シェアリングエコノミーの場合は普通のサービスと違って、その規制のありようも変わっているということでございます。基本的にはCtoCのサービスが基本であるということで、従来であればBtoCですので、このBに対して業法に基づく許可、品質管理等が及んでいたわけですが、シェアリングエコノミーの場合はこのシェア事業者という事業者がいますけれども、この事業者は情報のマッチングをしているのみでございまして、基本的にはサービスを提供する主体は不特定の個人であるということで、サービス提供そのものについての責任はこのサービス提供者である個人、こちらが担うことが基本である。ただ、シェア事業者もマッチング機能ですとか情報交換機能、あるいは決済機能を提供しておりますので、その範囲で責任は一定程度発生するというところかと思えます。例えば、この規制の排除等を考える場合に、申立人はおそらくこのプラットフォームであるシェア事業者なのですからけれども、実際にその適法性が確認されるのはサービス提供者である個人という形で、普通のフィンテックですとか、遠隔医療ですとか、そういったものとは構成が違うところがありますので、制度設計に当たってはその点の留意が必要かと思えます。

4ページですが、昨年11月にシェアリングエコノミー検討会議の報告をまとめております。こちらの中で「4. シェアリングエコノミーの発展に向けた課題」ということで、総

務省の情報通信白書による調査によりますと、シェアリングエコノミーのデメリット、利用したくない理由としては、1番に事故・トラブル時の対応に不安とする意見が一番多かった。さらに、様々に進展すればするほど、業法、現行法令に抵触する可能性が高まるといふ課題が指摘されました。

それを踏まえて5ページでございますけれども、政府の方針といたしまして、シェアリングエコノミー推進プログラムをまとめております。この中では主に三つのことを示しております。一つは、シェア事業者、いわゆるプラットフォーマーですけれども、プラットフォーマーが民間団体を組成しまして、こちらによるシェアリングエコノミーのモデルガイドライン、自主的ルールを守っていただくという項目を示しております。これについては、一般社団法人のシェアリングエコノミー協会がこのモデルガイドラインに沿った認定マークの仕組みをこの5月以降に運用開始される予定でございます。優良なプラットフォーマー、シェア事業者であるかどうかというものを色分けができるという優良事業者の仕組みが一応でき上がろうとしているところでございます。なお、このシェアリングエコノミー・モデルガイドラインにつきましては、カナダから国際標準化についての提案がございまして、今、ISO化に向けて取組みを進めております。

6ページでございますけれども、大きな施策の二つ目でございます。グリーゾーン解消に向けた取組みということで三つ挙げております。これについては、法令に色々ひっかかる場合があるあるいはひっかかるかどうかよく分からない場合があるということで、三つの方策を示しております。一つは弁護士等の活用による法令の調査・法令違反でない根拠の明確化を行おうということを推奨しています。言わばグリーゾーンを事業者自身が弁護士に確認をすることによって、自分で判断をするものでございます。サービス、技術が非常に進展が早いので、行政に聞くと基本的には違法の可能性があるという回答になりがちだということもございまして、スムーズなサービスインをまず求める観点から、法令違反でない根拠を明確化してアカウントビリティーを高める取組みを推奨しております。あるいは、自治体との連携ですとか、大企業からの投資を受ける場合には適法性がかなりクリティカルに求められるといった場合には、産業競争力強化法に基づく経済産業省主導のグリーゾーン解消制度、あるいは一定の場合に実証実験について規制を解除する企業実証特例制度の活用を推奨しております。三つ目に、現行規制はどうしようもないものについては、規制改革推進会議ですとか、あるいは国家戦略特区会議といった場において、現行規制の検証について幅広く議論。この三つの方策を示しているところでございます。さらに「3. シェアリングシティー構想の推進」ということで、自治体とシェア事業者との連携実証を進めているところでございます。最後に「シェアリングエコノミー促進センター（仮称）の設置」とあります。これは政府の一元的な相談窓口としまして、内閣官房IT総合戦略室内にシェアリングエコノミー促進室をこの1月に設置しております。現在まで、1月から5月までですけれども、大体50件ぐらいの御相談が寄せられております。後々御説明申し上げます。

7ページ、8ページは、その解消の話を詳しく書いたものでございます。現状シェアリングエコノミー促進室に寄せられている案件で申し上げますと、大体50件ぐらい来ているのですけれども、事業者あるいは自治体からの相談が来ております。事業者からは大体半分ぐらい、27件ぐらい来ているわけですけれども、例えば、道路運送法関係を始めとして、様々な相談が寄せられております。その法令上、これが適法かどうか。基本的にシェア事業者が行うのは情報提供のマッチングですので、シェア事業者自身の問題というよりも、シェア事業者が取り扱う個人が提供するサービスについて、適法性確認が来ております。こういったものについて、我々はまず所管省庁に行って、かわりにどうやれば適法になるかという相談を行うという取組みなどを進めています。

その他法令関係では業法以外にも、例えば、税法関係を始めとして、相談が来ております。これらについて、例えば、弁護士を紹介したり、あるいは関係省庁に行って適法となる場合を相談したり、あるいはグリーゾーン解消制度でグリーゾーンを解消する取組みを行ったり、そういったことをやっているところでございますが、グリーゾーン解消制度の問題はいずれも結構時間がかかるという問題がございまして、その点については何とかならないかという意見もいただいているところでございます。

私からは以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、この案文にシェアリングエコノミーを入れるということはよろしいわけですね。

○松田企画官 そうです。事業者からのニーズはあると思いますけれども、ただ、具体的な制度設計に当たっては、おそらくどのサービスをやるかによって業法なり関係法令は変わってくると思いますので、非常に関係省庁は多岐にわたるかと思われますので、特区室でこちらは御整理されてはどうかとは思っています。

○八田座長 どうもありがとうございます。非常に詳しく御説明いただきまして、大変勉強になりました。今後ともよろしく願いいたします。